別紙２

「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のための

クラウドサービスの提供－令和５年度募集－」に関する覚書

デジタル庁（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）は、「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供－令和５年度募集－」（以下、「本調達」という。）に関して、下記の通り合意するものとする。

記

1. 検証作業への参加について

乙は、令和５年10月〇日において、甲が求める技術要件等を全て満たすことができないが、2025年度末までに全ての要件を満たす進捗管理可能な計画（ガバメントクラウド整備事業に係るプロジェクト計画、資金計画及び人員計画等も含む。）を提出し、甲の審査の結果、ガバメントクラウド整備事業に係る検証作業等の参加資格の対象とする。

1. 計画の進捗状況について

乙は、甲に対し、2025年度末までに全ての要件を満たす計画の進捗状況を作成し、定期的に提出する。なお、定期的な提出時期については、甲と乙の協議の上、決定する。また、甲は乙に対し、必要に応じて追加書類を求めることができ、乙はこれに応じなければならない。

1. 審査について

甲は、乙から提出のあった2025年度末までに全ての要件を満たす計画の審査を実施する。なお、甲の審査により2025年度末までに全ての要件を満たすことができないと甲が判断した時点で、乙は直ちにガバメントクラウド整備事業に係る検証作業等の参加資格の対象から除外する。

1. 諸対応について

　乙は、甲の審査により、参加資格の対象から除外されたことにより生じる国及び地方公共団体等のシステムのガバメントクラウド移行に関する諸経費について、当該機関に経済的負担が生じる場合においては、移行等に要する直接的経費を見積った額を負担するものとし、その手続等詳細については、当該機関及び甲と乙の協議の上、決定する。

以上

上記内容の証として、本書を２通作成した上で甲乙それぞれ捺印し、各自一通これを保管することとする。

令和５年10月〇日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲：

　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙：